

令和6年石巻市議会第4回定例会提出議案一覧

1 条例議案（11件）

（1）第105号議案 石巻市地域公共交通運賃協議会条例

<制定理由>

これまで道路運送法の規定により石巻市地域公共交通活性化協議会において協議を行っていた住民バス等の運賃及び料金について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないようにする観点から、昨年10月に道路運送法が改正され、協議方法が見直されたことに伴い、運賃等の協議に特化した新たな協議会を設置するため、本条例を制定するもの。

<制定内容>

第1条から第6条

設置、委員、会長、会議、庶務、委任について規定するもの。

附則第1項

施行期日を公布の日とするもの。

附則第2項

石巻市地域公共交通活性化協議会条例の一部を改正し、本条例の施行に伴う文言の整理を行うもの。

附則第3項

石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、別表に「石巻市地域公共交通運賃協議会委員」の報酬額及び費用弁償額を加えるもの。

（2）第106号議案 令和元年台風第19号に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例を廃止する条例

<廃止理由>

本条例は、令和元年台風第19号の被災者に対する介護保険料の減免について定めたものだが、更正の時効期間が経過したため、本条例を廃止するもの。

<内容>

令和元年台風第19号に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例を廃止するもの。

附則

施行期日を公布の日とするもの。

（3）第107号議案 信頼される市政のためのコンプライアンス条例

<改正理由>

本市の下水道工事に係る官製談合事件を受け、再発防止策の一つとして、公益通報制度の見直し及び市政の信頼回復とコンプライアンス推進体制の再構築を図るため、現行条例の全部を改正するもの。

見直しの内容については、内部公益通報に係る通報者の範囲拡大、匿名通報の受付、外部受付窓口の設置のほか、外部の労働者等から通報を受け付ける外部公益通報窓口を設置し、併せて公正な職務の遂行を損なう特定要求行為に関する対応について新たに規定するもの。

<改正内容>

前文とともに、次のとおり第1章から第7章までの全34条を定めるもの。

第1章 総則（第1条—第6条）

目的、定義、職員の基本的心構え、職員の責務、任命権者及び所属長の責務、市民の理解及び協力

- 第2章 コンプライアンス体制（第7条・第8条）
コンプライアンス委員会の設置、庁内推進会議の設置
- 第3章 特定要求行為（第9条・第10条）
特定要求行為への組織的対応、職員への配慮
- 第4章 不当要求行為（第11条—第13条）
不当要求行為への準用、不当要求行為への組織的対応、不当要求行為に対する措置
- 第5章 内部公益通報（第14条—第23条）
内部公益通報の手続、内部公益通報窓口の設置、内部公益通報対応従事者の責務、通報の受理、調査の実施、是正措置等、是正措置等の通知、内部公益通報者等の保護、標準処理期間、協力義務
- 第6章 外部公益通報（第24条—第32条）
外部公益通報の手続、外部公益通報窓口の設置、外部公益通報対応従事者の責務、通報の受理、調査の実施、措置等、教示、標準処理期間、協力義務
- 第7章 雜則（第33条・第34条）
処理状況の公表、委任
- 附則第1条
施行期日を令和7年4月1日とするもの。
- 附則第2条
経過措置について規定するもの。
- 附則第3条
施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができるとするもの。

(4) 第108号議案 石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例

<改正理由>

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」が本年6月に公布され、移動端末設備を用いて個人番号カードを代替する仕組の創設のための条項が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に追加されることに伴い、当該法律から引用している条項が変更となるため、石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例ほか2条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

- 第1条 石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
 - 第2条 石巻市市税条例の一部改正
 - 第3条 石巻市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正
 - 各条例について、いずれも行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用条項を改めるもの。
- 附則
- 施行期日を情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に定める日とするもの。

(5) 第109号議案 石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

<改正理由>

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が本年10月に施行され、児童手当法が改正されたことに伴い、児童手当の特例給付が廃止されたため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

別表第2の5の項及び15の項

特定個人情報の利用事務を定めている別表第2から、廃止された児童手当の特例給付の規定を削除するもの。

附則

施行期日を公布の日とするもの。

(6) 第110号議案 石巻市保育所条例の一部を改正する条例

<改正理由>

昨年2月に策定した「第2期石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画」に基づき、地盤沈下の影響が著しい石巻市立須江保育所について、民営化事業に合わせて令和7年4月に休止し、令和8年4月に廃止する予定だったが、同事業の中止に伴い、計画を繰り上げて廃止するため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

別表第1

次の名称及び位置を削除するもの。

名称	位置
石巻市立須江保育所	石巻市須江字塩下前4番地1

附則

施行期日を令和7年4月1日とするもの。

(7) 第111号議案 石巻市健康づくりパーク条例の一部を改正する条例

<改正理由>

高齢者等の健康増進と地域コミュニティの醸成を図ることを目的として、石巻市立渡波中学校及び石巻市立女子商業高等学校跡地に整備を進めてきた渡波地区健康づくりパークについて、土地の登記により当該用地に地番が付番されたことに伴い、位置の表示を改めるため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第2条の表

渡波地区健康づくりパークの位置の表示を「石巻市渡波字浜曾根山22番地先」から「石巻市渡波字浜曾根山27番」に改めるもの。

附則

施行期日を公布の日とし、改正後の条例の規定は令和6年12月1日から適用するもの。

(8) 第112号議案 石巻市印鑑条例の一部を改正する条例

<改正理由>

石巻市DX推進方針に基づく「行政手続のオンライン化」の推進により、来年1月から石巻市電子申請サービスを使用した印鑑登録証明書のオンライン申請を開始し、市民サービスの向上を図るため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第6条

印鑑の登録の規定について、現行規定との整合を図るため、文言の整理を行うもの。

第13条

登録の抹消の規定について、引用条項の整理を行うもの。

第14条及び第15条

印鑑登録証明の申請手続及び印鑑登録証明書の記載事項の規定について、事務処理上の手順に沿って当該条文を入れ替えるとともに、オンラインで印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、印鑑登録証の添付を省略するものとし、印鑑登録者自らが行わなければならないことなどを新たに定めるほか、文言の整理を行うもの。

第16条及び第17条

条文の入替えに伴い、引用条項の整理を行うもの。

附則

施行期日を令和7年1月7日とするもの。

(9) 第113号議案 石巻市生活改善施設等設置に関する条例の一部を改正する条例

<改正理由>

集会所的施設の民間譲渡及び廃止を石巻市行財政改革推進プラン2025等に位置付けてきた中で、「石巻市河北親林交流館」の指定管理者である地元自治会と協議を行った結果、この度、「三輪田上自治会」に無償譲渡することで協議が調ったことから、当該施設を廃止するため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第2条の表

次の名称及び位置を削除するもの。

名称	位置
石巻市河北親林交流館	石巻市三輪田字谷津162番地22

第3条から第7条

各条を繰り下げ、新たに第3条として施設の利用許可に関する規定を定めるほか、文言の整理を行うもの。

別表

条の繰下げに伴い、別表の関係条名を改めるもの。

附則

施行期日を令和7年4月1日とするもの。

(10) 第114号議案 石巻市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

<改正理由>

本年6月に産業競争力強化法の一部が改正されたことに伴い、引用条項にずれが生じたことから、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第3条

権利の放棄の規定について、法改正に伴い引用条項の整理を行うもの。

附則

施行期日を公布の日とするもの。

(11) 第115号議案 石巻市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

<改正理由>

大橋地区の市有地及び県有地の土地利用計画の見直しにより、都市計画法に基づく大橋地区計画を変更したほか、蛇田西部地区における用途地域の一部変更により、同法に基づく蛇田西部地区計画を変更したことに伴い、それぞれの地区における建築物の制限を変更するため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

別表第2

大橋地区整備計画区域のうち、「行政地区」を「公益施設地区」と「中高層住宅地区C」に変更し、「公益施設地区」では建築物の用途を、「中高層住宅地区C」では建築物の用途のほか、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度をそれぞれ規定するとともに、文言の整理を行うもの。

また、蛇田西部地区整備計画区域のうち、大規模業務地区の建築物の用途の規定を改めるもの。

附則

施行期日を令和7年1月1日とするもの。

2 予算議案（3件）

(1) 第116号議案 令和6年度石巻市一般会計補正予算（第3号）

(2) 第117号議案 令和6年度石巻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

(3) 第118号議案 令和6年度石巻市下水道事業会計補正予算（第2号）

3 条例外議案（17件）

（1）第119号議案 石巻市過疎地域持続的発展計画の変更について

＜内 容＞

石巻市過疎地域持続的発展計画は、過疎地域とみなされる区域として指定された河北、雄勝、北上及び牡鹿の4地区を対象に令和3年度から令和7年度までを計画期間として、令和3年12月に策定し、その後、令和4年4月に桃生地区が追加指定され、以降、定期的な見直しを実施してきたところである。

今回、掲載事業に「高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター」を追加するとともに、併せて事業内容の整理やデータの時点修正等を行うために、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、計画を変更することについて議会の議決を求めるもの。

なお、計画を変更する場合は、あらかじめ都道府県に協議しなければならないことから、宮城県と協議を行った結果、本年10月25日付けで異議がない旨の回答を得ている。

（2）第120号議案 指定管理者の指定について

（石巻市道の駅「上品の郷」）

（3）第121号議案 指定管理者の指定について

（石巻市総合運動公園）

（4）第122号議案 指定管理者の指定について

（石巻市かなんパークゴルフ場）

（5）第123号議案 指定管理者の指定について

（石巻市サン・ファン・パウティスタパーク）

（6）第124号議案 指定管理者の指定について

（石巻市営水押住宅等）

（7）第125号議案 指定管理者の指定について

（石巻市複合文化施設）

（8）第126号議案 指定管理者の指定について

（石巻市河北総合センター）

（9）第127号議案 指定管理者の指定について

（石巻市多目的ふれあい交流施設遊楽館）

＜内 容＞

令和7年3月31日をもって指定期間が満了する8施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

第120号議案「石巻市道の駅「上品の郷」」については、平成17年3月の指定管理者制度の導入以降、同施設の管理運営を目的として設立され、管理運営における豊富な経験と実績を有する「株式会社かほく・上品の郷」を公募によらず選定し、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、本施設の指定管理者として指定するもの。

第121号議案「石巻市総合運動公園」については、公募による候補者募集を実施したところ、1団体から申請があり、「石巻市総合運動公園指定管理者候補者選定委員会」の審査結果に基づき、候補者として「特定非営利活動法人石巻市スポーツ協会」を選定し、令和7年4月

1日から令和12年3月31日までの5年間、本施設の指定管理者として指定するもの。

第122号議案「石巻市かなんパークゴルフ場」については、公募による候補者募集を実施したところ、1団体から申請があり、「石巻市かなんパークゴルフ場指定管理者候補者選定委員会」の審査結果に基づき、候補者として「有限会社ふれあいパーク」を選定し、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、本施設の指定管理者として指定するもの。

第123号議案「石巻市サン・ファン・バウティスタパーク」については、平成18年4月の指定管理者制度の導入以降、県有施設である「宮城県慶長使節船ミュージアム」の指定管理者として管理運営実績があり、県有施設と一体的に運営することにより効率的な管理運営が図られ、施設の魅力向上が期待できる「公益財団法人慶長遣欧使節船協会」を公募によらず選定し、令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間、本施設の指定管理者として指定するもの。

第124号議案「石巻市営水押住宅等」については、平成28年4月の指定管理者制度の導入以降、市営住宅の指定管理者として管理運営実績があるほか、公営住宅法に基づく管理代行制度による管理委託との一体的な管理が図られ、入居者の利便性の向上、経費の削減及び効率的な管理運営が期待できる「宮城県住宅供給公社」を公募によらず選定し、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間、11団地244戸の住宅の指定管理者として指定するもの。

第125号議案「石巻市複合文化施設」、第126号議案「石巻市河北総合センター」、第127号議案「石巻市多目的ふれあい交流施設遊楽館」については、公募による候補者募集を実施したところ、2団体から申請があり、「石巻市複合文化施設、石巻市河北総合センター及び石巻市多目的ふれあい交流施設遊楽館指定管理者候補者選定委員会」の審査結果に基づき、候補者として「いしのまき・みらいクリエイション」を選定し、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、本3施設の指定管理者として指定するもの。

議案番号	施設の名称及び所在地	指定する法人 又は団体	指定の期間
第120号	石巻市道の駅「上品の郷」 石巻市小船越字二子北下1番地1	株式会社かほく・上品の郷	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
第121号	石巻市総合運動公園 石巻市南境字新小堤18番地	特定非営利活動法人石巻市スポーツ協会	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
第122号	石巻市かなんパークゴルフ場 石巻市北村字太田沢9番地2	有限会社ふれあいパーク	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
第123号	石巻市サン・ファン・バウティスタパーク 石巻市渡波字大森32番地1	公益財団法人慶長遣欧使節船協会	令和7年4月1日から 令和11年3月31日まで

第124号	<p>石巻市営水押住宅（改良市営住宅） 石巻市水押二丁目6番、9番、10番 石巻市営鹿妻住宅（改良市営住宅） 石巻市鹿妻南一丁目7番 石巻市営渡波住宅（厚生住宅） 石巻市渡波字梨木畠69番地3 石巻市営鮎川南住宅（市単独住宅） 石巻市鮎川浜台畠10番地3、16番地15 石巻市営桃生メゾン白鳥（特定公共賃貸住宅） 石巻市桃生町城内字館下36番地1 石巻市営桃生メゾン北上（特定公共賃貸住宅） 石巻市桃生町新田字西町97番地2 石巻市営桃生メゾン的場（特定公共賃貸住宅） 石巻市桃生町新田字的場67番地1 石巻市営橋浦特定公共賃貸住宅（特定公共賃貸住宅） 石巻市北上町橋浦字大須230番地 石巻市営鮎川笹ヶ平特定公共賃貸住宅（特定公共賃貸住宅） 石巻市鮎川浜笹ヶ平5番地3、5番地4、5番地5 石巻市営鮎川南勤労者住宅（勤労者住宅） 石巻市鮎川浜伊勢下16番地3 石巻市営鮎川笹ヶ平勤労者住宅（勤労者住宅） 石巻市鮎川浜笹ヶ平5番地6</p>	宮城県住宅供給公社	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
-------	--	-----------	----------------------------

第125号	石巻市複合文化施設 石巻市開成1番地8	いしのまき・み らいクリエイシ ョン	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
第126号	石巻市河北総合センター 石巻市成田字小塚裏畠54番 地	いしのまき・み らいクリエイシ ョン	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
第127号	石巻市多目的ふれあい交流施 設遊楽館 石巻市北村字前山15番地1	いしのまき・み らいクリエイシ ョン	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

(10) 第128号議案 石巻地区広域行政事務組合規約の変更について

<変更理由>

石巻地区広域行政事務組合が平成21年度にPFI事業で整備した養護老人ホーム万生園について、これまで施設整備費相当額の分割払いを石巻市、東松島市及び女川町が負担し、同組合がモニタリング事務を行ってきましたが、令和7年4月をもって負担金の支払が完了し、モニタリング事務が終了するほか、宮城県からの権限移譲事務に係る交付金の充当及び返還方法を定めることに伴い、同組合規約を変更する必要が生じたことから、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

<変更内容>

第3条

共同処理する事務について、第2号に規定するモニタリング事務に関する規定を削除し、号番号を繰り上げるもの。

第12条

経費の支弁方法について、宮城県からの権限移譲事務に係る交付金の充当及び返還方法の規定を加えるもの。

第13条

第3条の改正に伴い、引用条項を整理するもの。

別表第1

老人ホーム負担金について規定した2の項を削除するほか、消防負担金に係る負担割合から「常備消防費」の文言を削除し、同表の項を繰り上げるもの。

附則第1項

施行期日を令和7年5月1日とするもの。ただし、第12条の改正規定及び別表第1の文言を削る改正規定は、知事の許可のあった日とするもの。

附則第2項

経過措置について規定するもの。

(11) 第129号議案 財産の無償譲渡について

<内 容>

石巻市河北親林交流館は、現在、地元自治会が指定管理者となっていますが、石巻市行財政改革推進プラン2025等に基づき、地縁団体「三輪田上自治会」へ無償譲渡することで協議が調ったことから、当該施設を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

譲渡財産・面積等		譲渡の相手方
譲渡財産	建物(石巻市河北親林交流館、その他附帯設備及び備品一式)	石巻市三輪田字谷津162番地22 三輪田上自治会
所在地	石巻市三輪田字谷津162番地22	会長 梶原精一
延床面積	177.64平方メートル	
構造	木造平屋建て	
評価額	2,984,000円相当額	

(12) 第130号議案 財産の処分について

<内 容>

立地事業者に上釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業において造成が完了した産業用地内の土地を売払いすることについて、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

- ・種類 土地
- ・地目 宅地
- ・所在地 石巻市新館南2番1
- ・面積 8,950.45平方メートル
- ・売払価格 金187,959,450円
- ・処分先 神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号
いすゞ自動車株式会社
代表取締役 南 真介

(13) 第131号議案 工事請負の契約締結について
(東中瀬橋橋梁下部工新設(その3)工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市中瀬地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札(総合評価方式)
- ・契約金額 金169,400,000円
- ・契約の相手方 石巻市南中里三丁目15番21号
株式会社瀬崎組
代表取締役 瀬 崎 茂 貴

(14) 第132号議案 工事請負契約の一部変更について
(須江小学校屋内運動場・水泳プール改築工事)

<内 容>

- ・請負者 若生工業・豊和建設特定建設工事共同企業体
代表者
石巻市清水町二丁目3番3号
若生工業株式会社
代表取締役社長 若 生 翔太郎
- ・契約金額 変更前 金689,289,700円
変更後 金709,363,600円

(15) 第133号議案 公有水面埋立に関する意見について

<内 容>

国土交通省東北地方整備局が雲雀野地区において、ふ頭用地を造成するため公有水面を埋立てするに当たり、宮城県知事から意見聴取があつたもので、本市としてこれに異議がない旨の答申をするため、公有水面埋立法第3条第4項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

- ・埋立箇所 石巻市潮見町24番、25番、雲雀野町二丁目20番、21番及び23番の地先公有水面
- ・埋立面積 3,885.40平方メートル

(16) 第134号議案 あらたに生じた土地の確認について

(17) 第135号議案 字の区域を変更することについて

<内容>

昭和57年当時に旧牡鹿町において、前網漁港区域内に物揚場用地として利用するため埋立免許を取得し、竣工認可を受けていた公有水面埋立地のほか、埋立年月不詳の埋立免許を受けずに造成し、本年10月に宮城県において原状回復義務を免除する旨の決定がなされた公有水面埋立地（無願埋立地）について、公有水面を埋立て後、筆界未定地となっていた境界が確定したこと、また、本年10月に宮城県知事から本市に対し、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の設定依頼があったことから、次のとおり、あらたに生じた土地の確認及びあらたに生じた土地を前網浜前網の区域に加えるため、当該地区の字の区域を変更することについて、地方自治法第9条の5第1項及び同法第260条第1項の規定に基づき、それぞれ議会の議決を求めるもの。

あらたに生じた土地	面積	区域を変更する字名
石巻市前網浜前網38番、42番2、44番に隣接する公有水面埋立地	384.8平方メートル	前網浜前網
石巻市前網浜前網36番、37番、44番に隣接する公有水面埋立地（無願埋立地）	1,040.58平方メートル	前網浜前網

石巻市の令和6年度 12月補正予算の概要

1 各種会計補正予算総括表

(単位:千円)

会 計 区 分	現計予算額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)
一般会計	74,271,876	1,192,685	75,464,561
特別会計	34,934,326	▲ 7,445	34,926,881
水産物地方卸売市場事業	373,224		373,224
国民健康保険事業	16,722,109		16,722,109
後期高齢者医療	2,335,040		2,335,040
介護保険事業	15,503,953	▲ 7,445	15,496,508
公営企業会計	20,690,104	0	20,690,104
病院事業	5,996,586		5,996,586
下水道事業	14,693,518	0	14,693,518
合 計	129,896,306	1,185,240	131,081,546

2 一般会計の主な内容

今回の補正予算は、「がんばる石巻応援寄附金」の増加に伴い必要となる返礼品等の経費のほか、「旧石巻ハリストス正教会」教会堂の外構環境整備に要する経費等を措置したもの。

【歳 入】

区 分	現計予算額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A)+(B)
特 定 財 源	国庫支出金	10,512,568	263,144
	県支出金	4,571,573	7,964
	分担金及び負担金	458,739	0
	使用料及び手数料	1,368,157	0
	財産収入	370,689	15,323
	寄附金	154,623	384,056
	繰入金	3,590,136	90,000
	諸収入	1,889,656	201,987
	市債	3,631,800	60,300
一般財源	47,723,935	169,911	47,893,846
合 計	74,271,876	1,192,685	75,464,561

» 《一般財源内訳》

(単位:千円)

[今回補正額]	169,911
財政調整基金繰入金	163,129
財産収入	4,019
諸収入	2,763
[現計予算額]	47,723,935
市税	18,975,332
地方譲与税	803,739
各種交付金	4,699,195
地方交付税	19,229,397
使用料及び手数料	157,850
国庫支出金	1,734
県支出金	537
財産収入	106,430
寄附金	1
繰入金	2,620,132
繰越金	950,001
諸収入	34,387
市債	145,200

● 14款 国庫支出金	-----	263,144	4
(1) 児童手当費負担金		138,134	
(2) 児童扶養手当費負担金(1/3)		3,872	
(3) 障害児通所給付費負担金(1/2)		64,700	
(4) 教育・保育給付費負担金(1/2)		43,217	
(5) 母子家庭自立支援給付金事業費補助金(3/4)		2,016	
(6) 地域子ども・子育て支援事業費補助金(1/3)		510	
(7) 社会資本整備総合交付金(旧石巻ハリストス正教会教会堂整備事業)		10,695	
● 15款 県支出金	-----	7,964	8
(1) 児童手当費負担金	▲	43,868	
(2) 障害児通所給付費負担金(1/4)		32,350	
(3) 教育・保育給付費負担金(1/4)		18,972	
(4) 地域子ども・子育て支援事業費補助金(1/3)		510	
● 16款 財産収入	-----	19,342	12
(1) 財政調整基金収入		845	
(2) 地域づくり基金収入		75	
(3) がんばる石巻応援基金収入		537	
(4) 公共施設等整備基金収入		850	
(5) 土地売払収入		17,035	
● 17款 寄附金	-----	384,056	16
(1) がんばる石巻応援寄附金		382,856	
(2) 地方創生応援税制寄附金		1,200	
● 18款 繰入金	-----	253,129	18
(1) 財政調整基金繰入金		163,129	
(2) がんばる石巻応援基金繰入金		90,000	
● 20款 諸収入	-----	204,750	20
(1) 災害援護資金貸付金現年分収入(東日本大震災関係分)		161,191	
(2) 災害援護資金貸付金滞納繰越分収入(東日本大震災関係分)		43,559	
● 21款 市債	-----	60,300	22
(1) 道路新設改良事業債		50,000	
(2) 歴史文化施設整備事業債		10,300	

【歳出】

千円 事項別
ページ

注1) 「財源振替」のみの事業は省略

● 2款 総務費

(1) 震災復興土地管理費	-----	29,285	24
・防災集団移転団地等の一般分譲及び貸付に伴う国庫返還金 国県補助金等返還金	29,285		
(2) がんばる石巻応援寄附関係費	-----	191,600	24
・がんばる石巻応援寄附金の増加に伴う返礼品等関係経費の増額 謝礼品　　103,600　　役務費(通信運搬費、手数料)　　64,300 ふるさと納税特產品取扱業務委託料　　20,300 ふるさと納税受付等業務委託料　　3,400			
(3) 地域情報化推進関係費	-----	8,000	24
・電気通信事業者の電柱移設等に伴う光ファイバーケーブルの移設修繕経費の増額 需用費（修繕料）　　8,000			
(4) 地域交通対策関係費	-----	66	24
・石巻市地域公共交通運賃協議会の設置に伴う経費 委員報酬　　57　　その他(旅費、役務費)　　9			
(5) 財政調整基金費（積立金）	-----	845	24
・預金利引上げに伴う積立金の増額	845		
(6) 地域づくり基金費（積立金）	-----	75	24
・預金利引上げに伴う積立金の増額	75		
(7) がんばる石巻応援基金費（積立金）	-----	383,279	24
・がんばる石巻応援寄附金（7月～9月寄附分）　382,742　　21,500件 ・預金利引上げに伴う積立金の増額　　537			
(8) 公共施設等整備基金費（積立金）	-----	850	24
・預金利引上げに伴う積立金の増額	850		
(9) 広域行政事務推進費	-----	▲ 4,013	24
・事業費の整理に伴う石巻地区広域行政事務組合負担金の減額 石巻地区広域行政事務組合総務負担金　　▲ 4,013			

● 3款 民生費

(1) 介護保険事業対策費	-----	▲ 7,445	28
・介護保険事業特別会計への繰出金の減額 繰出金　　▲ 7,445			
(2) 私立認可保育所等運営費	-----	90,000	30
・国が定める公定価格の増額改定等に伴う私立認可保育所等運営費の増額 私立認可保育所運営業務委託料　　70,000 私立認可保育所等給付費　　20,000			

(3) 児童手当費	-----	50,400	30
・制度改正に伴う児童手当費の増額			
児童手当費	50,400		
(4) 児童扶養手当費	-----	11,616	30
・制度改正に伴う児童扶養手当費の増額			
児童扶養手当費	11,616		
(5) 母子家庭等自立支援給付金事業費	-----	2,689	30
・受給者の増加等に伴う母子家庭等自立支援給付金事業費の増額			
自立支援教育訓練給付金	290		
高等職業訓練促進費等給付金	2,399		
(6) 保育所管理費	-----	7,095	30
・制度改正に伴うシステム改修経費及び公定価格の増額改定等に伴う指定管理料の増額			
子ども・子育て支援システム改修業務委託料	1,595		
釜保育所指定管理料(保育業務分)	5,500		
(7) 一時預かり事業関係費	-----	1,530	30
・利用者の増加に伴う一時預かり事業関係費の増額			
一時預かり事業委託料	1,530		
(8) 心身障害児通園支援費	-----	400	30
・利用者の増加等に伴う心身障害児通園支援費の増額			
心身障害児施設等通園介護者交通費	400		
(9) 障害児通所給付費	-----	129,517	30
・サービスの利用件数増加に伴う障害児通所給付費の増額			
障害児通所給付審査支払業務委託料	117		
障害児通所給付費	129,400		

● 4款 衛生費

(1) し尿処理対策費	-----	▲ 44,992	32
・事業費の整理に伴う石巻地区広域行政事務組合負担金の減額			
石巻地区広域行政事務組合し尿処理施設負担金	▲ 44,992		
(2) ごみ処理対策費	-----	95,819	32
・石巻広域クリーンセンターの光熱水費の増加のほか、事業費の整理に伴う石巻地区広域行政事務組合負担金の増額			
石巻地区広域行政事務組合ごみ焼却施設負担金	95,819		

● 8款 土木費

(1) 市道管理関係費	-----	50,000	34
・尾の崎海岸線の改良に要する経費			
道路改良工事	50,000		

● 9款 消防費

(1) 常備消防費	-----	▲ 32,215	36
・事業費の整理に伴う石巻地区広域行政事務組合負担金の減額			
石巻地区広域行政事務組合消防負担金	▲ 32,215		
(2) 消防施設関係費			
消火栓設置に係る石巻地方広域水道企業団への工事負担金の増額		6,760	36
消火栓設置工事費負担金	6,760		

● 10款 教育費

(1) 旧石巻ハリストス正教会教会堂整備事業費	-----	22,200	38
・旧石巻ハリストス正教会教会堂の外構環境整備に要する経費			
旧ハリストス正教会修復工事	22,200		
(2) 学校給食センター建設事業			
新学校給食センター整備運営事業に係る「PFIモニタリング支援業務」の契約期間変更に伴う補正		▲ 2,663	40
PFIモニタリング支援業務委託料	▲ 2,663		

● 12款 公債費

(1) 市債元金償還費	-----	201,987	42
・災害援護資金の償還に要する経費			
市債元金	201,987		

3 特別会計及び公営企業会計の主な内容

		千円	事項別 ページ
● 介護保険事業特別会計	-----	▲ 7,445	55

歳 入	▲ 7,445
(1) 繰入金	▲ 7,445
①一般会計繰入金	▲ 7,445
歳 出	▲ 7,445
(1) 総務費	▲ 7,445
①介護認定審査会費	▲ 7,445

・石巻地区広域行政事務組合負担金の減額

		千円	事項別 ページ
● 下水道事業会計	-----	0	64

資産調査業務等に係る債務負担行為の追加

4 繰越明許費

【一般会計】

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	尾の崎海岸線道路護岸整備事業	50,000

5 債務負担行為

【一般会計】(追加)

(単位:千円)

事項	期間	限度額
「石巻市農林業災害対策資金利子補給金交付要綱」に基づく資金融資に伴う利子補給	令和6年度分	令和7年度から 令和13年度まで 借入残高に対して年 1.25%以内に相当する額
サン・ファン・パウティスタパーク管理運営業務		令和7年度から 令和10年度まで 指定管理者と締結する基 本協定に基づく指定管理 料
道の駅「上品の郷」管理運営業務		令和7年度から 令和11年度まで 指定管理者と締結する基 本協定に基づく指定管理 料
市営住宅管理業務		令和7年度から 令和9年度まで 指定管理者と締結する基 本協定に基づく指定管理 料
市営住宅管理代行業務(市営住宅)		令和7年度から 令和9年度まで 管理代行者と締結する基 本協定に基づく管理代行 料
市営住宅管理代行業務(復興公営住宅)		令和7年度から 令和9年度まで 管理代行者と締結する基 本協定に基づく管理代行 料
複合文化施設管理運営業務		令和7年度から 令和11年度まで 指定管理者と締結する基 本協定に基づく指定管理 料
河北総合センター管理運営業務		令和7年度から 令和11年度まで 指定管理者と締結する基 本協定に基づく指定管理 料
多目的ふれあい交流施設遊楽館管理運営業務		令和7年度から 令和11年度まで 指定管理者と締結する基 本協定に基づく指定管理 料
かなんパークゴルフ場管理運営業務		令和7年度から 令和11年度まで 指定管理者と締結する基 本協定に基づく指定管理 料
総合運動公園管理運営業務		令和7年度から 令和11年度まで 指定管理者と締結する基 本協定に基づく指定管理 料

【一般会計】(変更)

(単位:千円)

事項	補正前		補正後		
	期間	限度額	期間	限度額	
夜間急患センター医事業務	令和6年度分	令和6年度から 令和9年度まで	99,000	令和6年度から 令和8年度まで	49,973
夜間急患センター医療機器借上料	令和6年度分	令和7年度から 令和11年度まで	5,702	令和7年度から 令和11年度まで	6,419
新学校給食センターPFIモニタリング支援業務		令和7年度から 令和9年度まで	16,465	令和6年度から 令和9年度まで	19,128

【下水道事業会計】(追加)

(単位:千円)

事項	期間	限度額
資産調査業務	令和6年度から 令和11年度まで	15,000
下水道事業会計システム使用料	令和6年度から 令和11年度まで	10,000

令和6年石巻市議会第4回定例会追加提出議案一覧

1 条例議案（1件）

（1）第136号議案 石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

＜改正理由＞

本市職員の給与制度については、これまで国家公務員の給与制度を基本として改定を行つてきていることから、人事院勧告に基づき関係する条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

○第1条 石巻市職員の給与に関する条例の一部改正

第26条

初任給調整手当について、医療職給料表(1)の適用を受ける職員（医師）に対する支給限度額を現行の月額415,600円から月額416,600円に引き上げるもの。

第28条

一般職の期末手当の支給割合について、122.5／100から0.05月分引き上げ、127.5／100とし、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合について、68.75／100から0.025月分引き上げ、71.25／100とするもの。

第31条

一般職の勤勉手当の支給割合について、102.5／100から0.05月分引き上げ、107.5／100とし、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合について、48.75／100から0.025月分引き上げ、51.25／100とするもの。

別表第1から別表第3まで（給料表）

人事院勧告による民間給与との較差是正のため、令和6年4月に遡及し、行政職は平均3.1%の引上げを行うほか、医療職及び幼稚園職についても、行政職との均衡を基本に所要の改定を行うもの。

○第2条 石巻市職員の給与に関する条例の一部改正

第28条

第1条の規定により引き上げる期末手当の支給割合について、6月と12月に支給する期末手当が均等になるように配分するもの。

第31条

第1条の規定により引き上げる勤勉手当の支給割合について、6月と12月に支給する勤勉手当が均等になるように配分するもの。

○第3条 石巻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正

第4条

特別職の期末手当の支給割合について、170／100から0.05月分引き上げ、175／100とするもの。

○第4条 石巻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正

第4条

第3条の規定により引き上げる期末手当の支給割合について、6月と12月に支給する期末手当が均等になるように配分するもの。

○第5条 石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

第7条

市議会議員の期末手当の支給割合について、 $170/100$ から 0.05 月分引き上げ、 $175/100$ とするもの。

○第6条 石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

第7条

第5条の規定により引き上げる期末手当の支給割合について、6月と12月に支給する期末手当が均等になるように配分するもの。

○第7条 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

第6条

特定任期付職員の給料月額について、令和6年4月に遡及し、引き上げるもの。

第7条

特定任期付職員の期末手当の支給割合について、 $170/100$ から 0.05 月分引き上げ、 $175/100$ とするもの。

○第8条 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

第7条

第7条の規定により引き上げる期末手当の支給割合について、6月と12月に支給する期末手当が均等になるように配分するもの。

○第9条 石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正

第20条の2

フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合について、 $102.5/100$ から 0.05 月分引き上げ、 $107.5/100$ とするもの。

別表第1及び別表第2（給料表）

フルタイム会計年度任用職員の給料表について、行政職は一般職と同様に引上げを行うほか、医療職についても、行政職との均衡を基本に所要の改定を行うもの。

○第10条 石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正

第20条の2

第9条の規定により引き上げる勤勉手当の支給割合について、6月と12月に支給する勤勉手当が均等になるように配分するもの。

○第11条 石巻市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正

第8条

パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、 $122.5/100$ から 0.05 月分引き上げ、 $127.5/100$ とするもの。

第8条の2

パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合について、102.5／100から0.05月分引き上げ、107.5／100とするもの。

○第12条 石巻市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正

第8条

第11条の規定により引き上げる期末手当の支給割合について、6月と12月に支給する期末手当が均等になるように配分するもの。

第8条の2

第11条の規定により引き上げる勤勉手当の支給割合について、6月と12月に支給する勤勉手当が均等になるように配分するもの。

○附則

附則第1条第1項

施行期日を公布の日とし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定は、令和7年4月1日から施行するもの。

附則第1条第2項

第1条、第7条及び第9条の規定による改正後の給料表並びに第1条の規定による改正後の初任給調整手当の支給限度額について、令和6年4月1日から適用するもの。

附則第1条第3項

第1条、第3条、第5条、第7条、第9条及び第11条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給割合について、令和6年12月1日から適用するもの。

附則第2条

給与の内払について規定するもの。

附則第3条

規則への委任について規定するもの。

2 予算議案（6件）

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| (1) 第137号議案 | 令和6年度石巻市一般会計補正予算（第4号） |
| (2) 第138号議案 | 令和6年度石巻市水産物地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号） |
| (3) 第139号議案 | 令和6年度石巻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| (4) 第140号議案 | 令和6年度石巻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| (5) 第141号議案 | 令和6年度石巻市病院事業会計補正予算（第1号） |
| (6) 第142号議案 | 令和6年度石巻市下水道事業会計補正予算（第3号） |

石巻市の令和6年度 12月追加補正予算の概要

1 各種会計補正予算総括表

(単位:千円)

会計区分	現計予算額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
一般会計	75,464,561	464,775	75,929,336
特別会計	34,926,881	10,866	34,937,747
水産物地方卸売市場事業	373,224	▲ 1,207	372,017
国民健康保険事業	16,722,109	2,928	16,725,037
後期高齢者医療	2,335,040		2,335,040
介護保険事業	15,496,508	9,145	15,505,653
公営企業会計	20,690,104	103,294	20,793,398
病院事業	5,996,586	103,888	6,100,474
下水道事業	14,693,518	▲ 594	14,692,924
合計	131,081,546	578,935	131,660,481

2 主な内容

今回の補正予算は、人事院勧告に基づく職員給与の改定及び職員の異動等に伴う人件費などの整理に要する所要額を措置したもの。

○人件費補正総括表（繰出金、広域行政事務組合負担金等を除く）

(単位:千円)

会計区分	現計予算額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)	(B) 補正額内訳	
				給与改定分	異動分
一般会計	13,112,040	378,452	13,490,492	539,892	▲ 161,440
職員等人事費	10,676,318	141,508	10,817,826	302,948	▲ 161,440
会計年度任用職員等人事費	2,435,722	236,944	2,672,666	236,944	-
特別会計	154,202	7,683	161,885	11,793	▲ 4,110
水産物地方卸売市場事業	33,709	▲ 1,207	32,502	2,903	▲ 4,110
国民健康保険事業	26,964	2,928	29,892	2,928	-
介護保険事業	93,529	5,962	99,491	5,962	-
公営企業会計	3,165,191	103,294	3,268,485	83,570	19,724
病院事業	2,917,703	103,888	3,021,591	75,959	27,929
下水道事業	247,488	▲ 594	246,894	7,611	▲ 8,205
合計	16,431,433	489,429	16,920,862	635,255	▲ 145,826

※特別会計及び公営企業会計に、会計年度任用職員人件費を含む。

※病院事業会計及び下水道事業会計に、賞与引当金及び法定福利費引当金を含む。

【歳入】（※一般会計）

千円 事項別
ページ

● 18款 繰入金	-----	463,384	4
(1) 財政調整基金繰入金	463,384		
● 20款 諸収入	-----	1,391	6
(1) 雇用保険料個人負担分	1,391		

【歳出】

※ 人件費関係補正予算の内訳は、別紙のとおり

令和6年度 12月補正(追加)予算 人件費補正内訳

【人件費予算概要】（人事院勧告）

1 給料表の改定（令和6年4月1日に遡及適用）

初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を遞減させる形で引上げを行う
(定年前及び暫定再任用職員含む)。

(平均改定率(行政職俸給表(一))：1級 11.1%、2級 7.6%など 全体3.0%)

2 期末及び勤勉手当支給割合の改定（令和6年12月1日遡及適用）

年間支給割合をそれぞれ0.05月分、合わせて0.10月分引き上げ、全体で4.50月から4.60月へ引き上げる。

(定年前及び暫定再任用職員は、それぞれ0.025月分、合わせて0.05月分引き上げ、
全体で2.35月から2.40月へ引き上げる。)

3 医療職給料表(1)の改定に伴う初任給調整手当の改定(令和6年4月1日遡及適用)

人件費合計（広域行政負担金、繰出金等を除く）

区分	補正額	うち給与改定分	うち異動分
職員等	228,109	373,935	▲ 145,826
会計年度任用職員	261,320	261,320	-
合 計	489,429	635,255	▲ 145,826

(単位:千円)

会 計	歳 入		歳 出		補 正 内 容	人件費補正の内訳		
	項 目	金 額	項 目	金 額		給与改定分	異動分	
一般会計 (A)		464,775		464,775		659,491	▲ 194,716	
一般会計(第4号)	財政調整基金	463,384	職員等人件費	141,508	給料	55,206	302,948	▲ 161,440
	雇用保険料				手当等	33,680		
	個人負担金	1,391			退職手当組合負担金	40,265		
					共済費	12,357		
			会計年度任用職員人件費	236,944	報酬	123,511	236,944	-
					手当等	62,868		
			広域行政事務組合負担金	56,415	総務	▲ 2,101	78,506	▲ 22,091
					ごみ	6,570		
					(※介護分は特別会計に計上)			
			社会福祉協議会運営費補助金	▲ 5,053	給与改定及び異動	7,415	▲ 12,468	
			水産物地方卸売市場事業特別会計繰出金	▲ 1,207	給与改定及び異動	2,903	▲ 4,110	
			国民健康保険事業特別会計繰出金	1,803	給与改定	1,803	-	
			介護保険事業特別会計繰出金	8,198	給与改定	8,198	-	
			病院事業補助金・負担金	25,303	給与改定及び異動	18,501	6,802	
			下水道事業補助金・負担金	1,202	給与改定及び異動	2,148	▲ 946	
			下水道事業補助金(農業集落排水事業分)	▲ 338	給与改定及び異動	125	▲ 463	

(単位:千円)

会 計	歳 入		歳 出		補 正 内 容	人件費補正の内訳	
	項 目	金 額	項 目	金 額		給与改定分	異動分
特別会計 (B)		10,866		10,866		12,817	▲ 1,951
水産物地方卸売市場事業(第1号)	一般会計繰入金	▲ 1,207	職員人件費	▲ 2,509	給与改定及び異動	1,601	▲ 4,110
			会計年度任用職員人件費	1,302	給与改定	1,302	-
	計	▲ 1,207	計	▲ 1,207	計	2,903	▲ 4,110
国民健康保険事業(第2号)	一般会計繰入金	1,803	会計年度任用職員人件費	2,928	給与改定	2,928	-
	基金繰入金	1,125					
	計	2,928	計	2,928	計	2,928	0
介護保険事業(第3号)	国庫支出金	345	広域行政事務組合負担金	3,183	給与改定及び異動	1,024	2,159
	支払基金交付金	194	会計年度任用職員人件費	5,962	給与改定	5,962	-
	県支出金	166					
	一般会計繰入金	8,198					
	基金繰入金	242					
	計	9,145	計	9,145	計	6,986	2,159
合計 (A)+(B)		475,641		475,641		672,308	▲ 196,667
公営企業会計 (C)		26,167		103,294		83,570	19,724
病院事業(第1号)	一般会計補助金・負担金	25,303	職員人件費	91,496	給与改定及び異動	63,567	27,929
			会計年度任用職員人件費	12,392	給与改定	12,392	-
	計	25,303	計	103,888	計	75,959	27,929
下水道事業会計(第3号)	一般会計補助金・負担金	864	職員人件費	▲ 2,386	給与改定及び異動	5,819	▲ 8,205
			会計年度任用職員人件費	1,792	給与改定	1,792	-
	計	864	計	▲ 594	計	7,611	▲ 8,205
総合計 (A)+(B)+(C)		501,808		578,935		755,878	▲ 176,943

一般会計 職員等人事費 事業別内訳（給与改定分/異動分）

(単位:千円)

款	項	目	事業名	給与改定分	異動分※	計
1	1	1	議員人件費	723	0	723
1	1	1	議会事務局職員人件費	2,404	▲ 2,640	▲ 236
2	1	1	総務管理職員人件費	69,657	23,066	92,723
2	2	1	徴税総務職員人件費	12,106	▲ 4,775	7,331
2	3	1	戸籍住民基本台帳職員人件費	9,710	17,387	27,097
2	4	1	選挙管理委員会職員人件費	1,400	▲ 1,755	▲ 355
2	5	1	統計総務職員人件費	567	3,601	4,168
2	6	1	監査委員事務局職員人件費	1,010	▲ 1,370	▲ 360
3	1	1	社会福祉総務職員人件費	9,660	2,566	12,226
3	1	10	国民健康保険事業職員人件費	6,836	▲ 21,033	▲ 14,197
3	2	1	老人福祉総務職員人件費	552	▲ 1,570	▲ 1,018
3	2	6	介護保険事業人件費	5,638	3,481	9,119
3	3	1	児童福祉総務職員人件費	59,774	▲ 30,108	29,666
3	4	1	生活保護総務職員人件費	5,733	1,655	7,388
3	5	1	災害援護費 (東日本大震災関係分)	140	1,632	1,772
3	5	1	被災者支援事業費 (東日本大震災関係分)	377	4,916	5,293
4	1	1	保健衛生総務職員人件費	20,629	▲ 46,509	▲ 25,880
4	1	7	診療所職員人件費	6,427	2,901	9,328
4	2	1	清掃総務職員人件費	3,345	▲ 5,072	▲ 1,727
5	1	1	労働福祉職員人件費	594	3,185	3,779

款	項	目	事業名	給与改定分	異動分※	計
6	1	2	農業総務職員人件費	6,155	▲ 4,444	1,711
6	2	1	林業総務職員人件費	1,071	▲ 992	79
6	3	1	水産業総務職員人件費	3,493	▲ 15,814	▲ 12,321
6	3	5	水産基盤整備職員人件費	555	7,045	7,600
7	1	1	商工総務職員人件費	8,831	▲ 8,097	734
8	1	1	土木総務職員人件費	9,078	▲ 14,494	▲ 5,416
8	2	1	道路橋りょう総務職員人件費	6,146	▲ 32,486	▲ 26,340
8	4	1	港湾管理職員人件費	575	▲ 442	133
8	5	1	都市計画総務職員人件費	5,835	▲ 29,786	▲ 23,951
8	6	1	住宅管理職員人件費	2,292	▲ 2,475	▲ 183
9	1	1	消防総務職員人件費	1,759	▲ 6,166	▲ 4,407
10	1	2	教育総務職員人件費	11,023	▲ 16,653	▲ 5,630
10	2	1	小学校管理職員人件費	1,794	▲ 417	1,377
10	3	1	中学校管理職員人件費	1,423	▲ 3,281	▲ 1,858
10	4	1	高等学校管理職員人件費	7,695	▲ 25,654	▲ 17,959
10	5	1	幼稚園管理職員人件費	1,728	▲ 10,028	▲ 8,300
10	6	1	社会教育総務職員人件費	10,981	54,045	65,026
10	7	1	保健体育総務職員人件費	5,232	▲ 859	4,373
計				302,948	▲ 161,440	141,508

※採用・退職、組織改編、人事異動等に伴う人数の増減、昇任・昇格、職員の階層変動による費目間での変動等により、給料、職員手当及び共済費に補正額が生じたもの。